

基準地番号	提出先	所属分科会名	業者名	株式会社 総研
芦屋(県) - 1	福岡県	福岡第3	氏名	不動産鑑定士 堀 和義 印

鑑定評価額	3,260,000 円	1㎡当たりの価格	24,700 円/㎡
-------	-------------	----------	------------

1 基本的事項

(1)価格時点	令和 3年 7月 1日	(4)鑑定評価日	令和 3年 7月 12日	(6) [令和 3年1月]	円/㎡
(2)実地調査日	令和 3年 6月 30日	(5)価格の種類	正常価格	路線価又は倍率	1.1 倍
(3)鑑定評価の条件	更地としての鑑定評価				

2 鑑定評価額の決定の理由の要旨

(1) 基準地	所在及び地番並びに「住居表示」等	遠賀郡芦屋町高浜町3087番78 「高浜町22-6」			地積 (㎡)	132	法令上の規制等	
	形状	敷地の利用の現況	周辺の土地の利用の状況	接面道路の状況	供給処理施設状況	主要な交通施設との接近の状況	(都) 1住居 (60,200)	
	長方形 1:1.5	住宅 W2	中規模一般住宅が多い既成住宅地域	北西4m 町道	水道、 下水	遠賀川5.3km	(その他) (60,160)	
(2) 近隣地域	範囲	東 150m、西 50m、南 100m、北 150m			標準的使用	戸建住宅地		
	標準的画地の形状等	間口 約 10m、奥行 約 15m、規模			150㎡程度、形状 長方形			
	地域的特性	特記 特になし		街 4m町道	交通 遠賀川駅北方5.3km	法令 (都) 1住居 (60,160)		
	地域要因の将来予測	戸建住宅が立ち並ぶ既成住宅地域であり、特に大きな地域要因の変動はなく、今後も現況のまま推移していくものと予測する。						
(3) 最有効使用の判定	戸建住宅地				(4)対象基準地の個別的要因	ない		
(5) 鑑定評価の手法の適用	取引事例比較法	標準価格	24,700 円/㎡					
	収益還元法	収益価格	/ 円/㎡					
	原価法	積算価格	/ 円/㎡					
	開発法	開発法による価格	/ 円/㎡					
(6) 市場の特性	同一需給圏は、概ね芦屋町及び周辺市町と判断される。戸建住宅が立ち並ぶ比較的中心部に近い既成住宅であり、需要者は、概ね当町及び周辺へ通勤する、住宅購入目的の勤労者層が中心と思料される。高齢化率が高く人口も減少傾向にあることから、不動産需要が強まる傾向にはないが、価格水準が低く横ばいにあるものと思料される。市場の中心価格帯は土地価格は150㎡で370万円程度、新築戸建住宅で2000万円程度である。							
(7) 試算価格の調整・検証及び鑑定評価額の決定の理由	自用の住宅が中心で賃貸市場が未成熟であるため、収益還元法の適用は断念し、取引事例比較法のみ適用した。需要者はこれらの住宅の購入者であり、購入の検討に当たっては、代替不動産との間で居住の快適性を主眼とした価格比較を行うものと思料される。取引事例比較法は、このような市場の実態を反映し、説得力に優れるものと考えられる。したがって本件では標準価格を採用し、鑑定評価額を上記のとおり決定した。							
(8) 公規価示標準価格と格しをた	代表標準地 標準地番号	標準地	時点修正	標準化 補正	地域要 因の比 較	個別的要 因の比 較	対象基準地 の標準価格 (円/㎡)	内 街路 標準 交通 化 環境 補 画地 正 行政 其他
	公示価格	円/㎡	[] 100	100 []	100 []	[] 100		地 街路 域 交通 要 環境 因 行政 其他
(9) 指か 定ら 基の 準検 地討	指定基準地番号		時点修正	標準化 補正	地域要 因の比 較	個別的要 因の比 較	対象基準地 の標準価格 (円/㎡)	内 街路 標準 交通 化 環境 補 画地 正 行政 其他
	前年指定基準地の価格	円/㎡	[] 100	100 []	100 []	[] 100		地 街路 域 交通 要 環境 因 行政 其他
(10) 対年ら 象標の 基準検 準価討 地格 の等 前か	- 1 対象基準地の検討 継続 新規 前年標準価格 24,700 円/㎡		価格形 成要 因の		(一般的 要因)	高齢化の進展、人口減少により、不動産需要は周辺市町に比し低いものとなっている。		
	- 2 基準地が共通地点(代表標準地等と同一地点) である場合の検討 代表標準地 標準地 標準地番号				(地域 要因)	戸建住宅が立ち並ぶ既成住宅地であり、大きな地域要因の変動はない。		
	公示価格 円/㎡				(個別的 要因)	個別的的要因に変動はない。		
	変動率	年間 0.0%	半年間 %					

(1)比準価格算定内訳											
NO	取引事例番号	所在及び地番並びに「住居表示」等	取引時点	類型	地積 (㎡)	画地の形状	接面道路の状況	主要交通施設の状況	法令上の規制等		
a	芦屋3C - 1251	遠賀郡芦屋町		建付地	()	台形	北東6 m町道 南東5 m 南西4 m 三方路		(都)1中専 (70,200) 地区計画等		
b	芦屋3C - 1255	遠賀郡芦屋町		建付地	()	ほぼ長方形	南東3.2 m町道		(都)1低専 (40,60)		
c	芦屋3C - 1252	遠賀郡芦屋町		建付地	()	長方形	北東8.2 m県道		(都)商業 (90,400)		
d	芦屋3C - 1256	遠賀郡芦屋町		建付地	()	ほぼ長方形	南東3.5 m町道		(都)1住居 (60,160)		
e	-				()						
NO	取引価格 (円/㎡)	事情補正	時点修正	建付減価の補正	標準化補正	推定価格 (円/㎡)	地域要因の比較	推定標準価格 (円/㎡)	個別的要因の比較	査定価格 (円/㎡)	
a	() 25,895	$\frac{100}{[100.0]}$	$\frac{[100.0]}{100}$	$\frac{100}{[100.0]}$	$\frac{100}{[104.0]}$	24,899	$\frac{100}{[102.7]}$	24,244	街路 交通・ 接近 環境 画地 行政 その他	0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0	
b	() 24,686	$\frac{100}{[100.0]}$	$\frac{[100.0]}{100}$	$\frac{100}{[100.0]}$	$\frac{100}{[100.0]}$	24,686	$\frac{100}{[95.8]}$	25,768		24,200 25,800	
c	() 27,811	$\frac{100}{[100.0]}$	$\frac{[100.0]}{100}$	$\frac{100}{[100.0]}$	$\frac{100}{[100.0]}$	27,811	$\frac{100}{[118.1]}$	23,549		23,500	
d	() 20,180	$\frac{100}{[100.0]}$	$\frac{[100.0]}{100}$	$\frac{100}{[80.0]}$	$\frac{100}{[100.0]}$	25,225	$\frac{100}{[101.0]}$	24,975		25,000	
e	()	$\frac{100}{[]}$	$\frac{[]}{100}$	$\frac{100}{[]}$	$\frac{100}{[]}$		$\frac{100}{[]}$		[100.0] 100		
NO	ア事情の内容	イ月率変動率	ウ標準化補正の内訳				エ地域要因の比較の内訳				
a	正常	% / 月 0.00	街路 0.0	交通・接近 0.0	環境 0.0	街路 +3.0	交通・接近 -5.0	環境 +5.0	画地 +4.0	行政 0.0	その他 0.0
b	正常	% / 月 0.00	街路 0.0	交通・接近 0.0	環境 0.0	街路 -1.0	交通・接近 -3.0	環境 +5.0	画地 0.0	行政 -5.0	その他 0.0
c	正常	% / 月 0.00	街路 0.0	交通・接近 0.0	環境 0.0	街路 +5.0	交通・接近 +2.0	環境 +5.0	画地 0.0	行政 +5.0	その他 0.0
d	正常	% / 月 0.00	街路 0.0	交通・接近 0.0	環境 0.0	街路 -1.0	交通・接近 -1.0	環境 +3.0	画地 0.0	行政 0.0	その他 0.0
e		% / 月	街路	交通・接近	環境	街路	交通・接近	環境	画地	行政	その他
才比準価格決定の理由							〔比準価格： 24,700 円/㎡〕				

(2)積算価格算定内訳							
(2)-1 原価法が適用できない場合その理由			既成市街地のため				
(2)-2 造成宅地内等に存し原価法の適用が可能な場合の価格							
造成事例番号		-		所在及び地番			
素地の取得価格 (円/㎡)	事情補正	時点修正	素地の補修正後の価格 (円/㎡)	造成工事費 (円/㎡)	標準化補正	時点修正	造成工事費の補修正後の価格 (円/㎡)
	$\frac{100}{[]}$	$\frac{[]}{100}$			$\frac{100}{[]}$	$\frac{[]}{100}$	
付帯費用 (円/㎡)	標準化補正	時点修正	付帯費用の補修正後の価格 (円/㎡)	有効宅地化率で除した価格 (円/㎡)	地域要因の比較	個別的要因の比較	再調達原価 (円/㎡)
	$\frac{100}{[]}$	$\frac{[]}{100}$		(%)	$\frac{100}{[]}$	$\frac{[]}{100}$	
熟成度修正 [] / 100				積算価格 円/㎡			
内訳							
素地	事情の内容	月率変動率	造成工事費	標準化補正	月率変動率	付帯費用	標準化補正
		% / 月			% / 月		
地域要因の比較		街路		交通・接近		環境	
						行政	
						その他	

(3)収益価格算定内訳							
(3)-1 収益還元法(直接法)の適用又は収益還元法が適用できない場合の理由							
直接法	総収益 (円)	総費用 (円)	純収益 (円)	建物に帰属する純収益 (円)	土地に帰属する純収益 (円)	未収入期間修正後の純収益 (円)	還元利回り (r-g) () %
						()	() %
	収益価格	円 (円/㎡)					
	収益価格が試算できなかった場合その理由						
収益還元法が適用できない場合その理由		戸建住宅が立ち並ぶ住宅地域で賃貸市場が未成熟であるため、収益還元法の適用は見送った。					

以下、収益還元法適用の場合は、宅地 - 4 (3)-2へ

(4)開発法による価格算定内訳						
(4)-1 開発法の適用		する	しない	開発法を適用する場合の理由		
収入の現価の総和 (円)	支出の現価の総和 (円)	投下資本収益率 (%)	販売単価(住宅) (円/㎡)	分譲可能床面積 (㎡)	建築工事費 (円/㎡)	延床面積 (㎡)
開発法による価格		円 (円/㎡)				

以下、開発法適用の場合は、宅地 - 6 (4)-2へ

基準地番号	提出先	所属分科会名	業者名	都市経済研究所
芦屋(県) - 2	福岡県	福岡第3	氏名	不動産鑑定士 徳永 大典 印

鑑定評価額	7,780,000 円	1㎡当たりの価格	32,400 円/㎡
-------	-------------	----------	------------

1 基本的事項

(1)価格時点	令和 3年 7月 1日	(4)鑑定評価日	令和 3年 7月 12日	(6)路線価	[令和 3年1月]	円/㎡
(2)実地調査日	令和 3年 6月 28日	(5)価格の種類	正常価格	路線価又は倍率	倍率種別	1.1 倍
(3)鑑定評価の条件	更地としての鑑定評価					

2 鑑定評価額の決定の理由の要旨

(1)基準地	所在及び地番並びに「住居表示」等	遠賀郡芦屋町花美坂3番15 「花美坂32-15」				地積(㎡)	240	法令上の規制等
	形状	敷地の利用の現況	周辺の土地の利用の状況	接面道路の状況	供給処理施設状況	主要な交通施設との接近の状況	(都) 1低専(40,60)	
	正方形1:1	住宅W2	低層戸建住宅が連たんする区画整然とした住宅地域	南西6m町道	水道、ガス、下水	遠賀川7.7km	(その他)地区計画等	
(2)近隣地域	範囲	東 300m、西 300m、南 200m、北 200m			標準的使用	戸建住宅地		
	標準的画地の形状等	間口 約 15m、奥行 約 16m、規模 240㎡程度、形状 ほぼ正方形						
	地域的特性	特記事項	特記すべき事項はない。	街路	6m町道	交通施設	JR遠賀川駅北方7.7km 法令(都) 1低専(40,60)地区計画等	
(3)最有効使用の判定	戸建住宅地				(4)対象基準地の個別的要因	ない		
(5)鑑定評価の手法の適用	取引事例比較法	比準価格	32,400 円/㎡					
	収益還元法	収益価格	/ 円/㎡					
	原価法	積算価格	/ 円/㎡					
	開発法	開発法による価格	/ 円/㎡					
(6)市場の特性	同一需給圏を、芦屋町及び周辺の遠賀郡各町、北九州市西部(若松区、八幡西区の一部)の住宅地域一帯と把握。市場における主たる需要者は、北九州市に通勤するサラリーマン等の最終取得者が中心である。近隣地域は北九州市若松区に隣接する居住環境が比較的良好な住宅地域である。北九州市の価格水準と比較した割安感もあり、需給は概ね安定している。需要の中心となる価格帯は、標準的画地規模の土地で700万~800万円程度が主流となっている。							
(7)試算価格の調整・検証及び鑑定評価額の決定の理由	対象基準地の存する近隣地域は、戸建住宅が建ち並ぶ既成の住宅地域であり、自用目的での取引が主流となっている。収益性よりも主に居住の快適性が追求されると思料されることから、収益価格については試算しなかった。よって本件では、不動産市場における需給動向を反映した実証的な価格と判断される比準価格を重視し、指定基準地との検討を踏まえ、さらには、単価と総額との関連等の検討を行ったうえで、対象基準地の鑑定評価額を上記のとおり決定した。							
(8)公価表示価格と格しをた	代表標準地 標準地	時点修正	標準化補正	地域要因の比較	個別的要因の比較	対象基準地の規準価格(円/㎡)	内訳	街路交通環境補正行政その他
	公示価格 円/㎡	[] 100	100 []	100 []	[] 100			
(9)指か定ら基の準検地討	指定基準地番号	時点修正	標準化補正	地域要因の比較	個別的要因の比較	対象基準地の比準価格(円/㎡)	内訳	街路交通環境補正行政その他
	芦屋(県) - 1 前年指定基準地の価格 24,700 円/㎡	[100.0] 100	100 [100.0]	100 [76.6]	[100.0] 100	32,200	標準化補正行政その他	0.0 0.0 0.0 0.0 0.0
(10)対年象標の基準検準価討地格の等前か	- 1対象基準地の検討 継続 新規 前年標準価格 32,400 円/㎡			価格変動形成要因	〔一般的要因〕 〔地域要因〕 〔個別的要因〕	芦屋町の人口は、周辺の自治体と比較しても減少傾向が顕著であり、高齢化率についても、県平均より高い状態が継続している。		
	- 2基準地が共通地点(代表標準地等と同一地点)である場合の検討 代表標準地 標準地 標準地番号 公示価格 円/㎡					北九州市に隣接する区画整然とした住宅地域であり、特筆すべき地域要因の変動は認められない。 取引の意思決定行動にあたって、主たる需要者が着目すると考えられる画地条件等の個別的要因については、特に変化はみられない。		
変動率		年間	0.0 %	半年間	%			

3 試算価格算定内訳

(1) 比準価格算定内訳											
NO	取引事例番号	所在及び地番並びに「住居表示」等			取引時点	類型	地積 (㎡)	画地の形状	接面道路の状況	主要交通施設の状況	法令上の規制等
a	芦屋 3 C - 1252	遠賀郡芦屋町				建付地	()	長方形	北東8.2 m県道		(都) 商業 (90,400)
b	芦屋 3 C - 1256	遠賀郡芦屋町				建付地	()	ほぼ長方形	南東3.5 m町道		(都) 1 住居 (60,160)
c	芦屋 3 C - 1255	遠賀郡芦屋町				建付地	()	ほぼ長方形	南東3.2 m町道		(都) 1 低専 (40,60)
d	芦屋 3 C - 1251	遠賀郡芦屋町				建付地	()	台形	北東6 m町道 南東5 m 南西4 m 三方路		(都) 1 中専 (70,200) 地区計画等
e	遠賀 3 C - 7	遠賀郡遠賀町				更地	()	ほぼ長方形	東5 m町道		(都) 1 低専 (40,60)
NO	取引価格 (円/㎡)	事情補正	時点修正	建付減価の補正	標準化補正	推定価格 (円/㎡)	地域要因の比較	推定標準価格 (円/㎡)	個別的要因の比較		査定価格 (円/㎡)
a	() 27,811	100 [100.0]	[100.0] 100	100 [100.0]	100 [100.0]	27,811	100 [84.3]	32,991	街路 0.0 交通・ 接近 0.0		33,000
b	() 20,180	100 [100.0]	[100.0] 100	100 [80.0]	100 [100.0]	25,225	100 [79.2]	31,850	環境 0.0 画地 0.0		31,900
c	() 24,686	100 [100.0]	[100.0] 100	100 [100.0]	100 [100.0]	24,686	100 [72.2]	34,191	行政 0.0 その他 0.0		34,200
d	() 25,895	100 [100.0]	[100.0] 100	100 [100.0]	100 [104.0]	24,899	100 [80.9]	30,778			30,800
e	() 27,232	100 [100.0]	[100.6] 100	100 [/]	100 [100.0]	27,395	100 [88.7]	30,885		[100.0] 100	30,900
NO	ア事情の内容	イ月率変動率	ウ標準化補正の内訳				エ地域要因の比較の内訳				
a	正常	% / 月 0.00	街路 0.0 画地 0.0	交通・接近 0.0 行政 0.0	環境 0.0 その他 0.0	街路 +2.0 行政 +5.0	交通・接近 +5.0 その他 0.0	環境 -25.0			
b	正常	% / 月 0.00	街路 0.0 画地 0.0	交通・接近 0.0 行政 0.0	環境 0.0 その他 0.0	街路 -3.0 行政 +3.0	交通・接近 +3.0 その他 0.0	環境 -23.0			
c	正常	% / 月 0.00	街路 0.0 画地 0.0	交通・接近 0.0 行政 0.0	環境 0.0 その他 0.0	街路 -3.0 行政 0.0	交通・接近 +2.0 その他 0.0	環境 -27.0			
d	正常	% / 月 0.00	街路 0.0 画地 +4.0	交通・接近 0.0 行政 0.0	環境 0.0 その他 0.0	街路 0.0 行政 +3.0	交通・接近 +2.0 その他 0.0	環境 -23.0			
e	正常	% / 月 +0.09	街路 0.0 画地 0.0	交通・接近 0.0 行政 0.0	環境 0.0 その他 0.0	街路 -1.0 行政 0.0	交通・接近 +12.0 その他 0.0	環境 -20.0			
才比準価格決定の理由								〔比準価格： 32,400 円/㎡〕			

(2)積算価格算定内訳										
(2)-1 原価法が適用できない場合その理由			既成市街地に存し、土地の再調達原価の把握が困難であるため。							
(2)-2 造成宅地内等に存し原価法の適用が可能な場合の価格										
造成事例番号		-		所在及び地番						
素地の取得価格 (円/㎡)	事情補正	時点修正	素地の補修正後の価格 (円/㎡)	造成工事費 (円/㎡)	標準化補正	時点修正	造成工事費の補修正後の価格 (円/㎡)			
	$\frac{100}{[]}$	$\frac{[]}{100}$			$\frac{100}{[]}$	$\frac{[]}{100}$				
付帯費用 (円/㎡)	標準化補正	時点修正	付帯費用の補修正後の価格 (円/㎡)	有効宅地化率で除した価格 (円/㎡)	地域要因の比較	個別的要因の比較	再調達原価 (円/㎡)			
	$\frac{100}{[]}$	$\frac{[]}{100}$		(%)	$\frac{100}{[]}$	$\frac{[]}{100}$				
熟成度修正 [] / 100				積算価格 円/㎡						
内訳										
素地	事情の内容	月率変動率	造成工事費	標準化補正		月率変動率	付帯費用	標準化補正		月率変動率
		% / 月				% / 月				% / 月
地域要因の比較			街路	交通・接近	環境	行政	その他			

(3)収益価格算定内訳								
(3)-1 収益還元法(直接法)の適用又は収益還元法が適用できない場合の理由								
直接法	総収益 (円)	総費用 (円)	純収益 (円)	建物に帰属する純収益 (円)	土地に帰属する純収益 (円)	未収入期間修正後の純収益 (円)	還元利回り (r-g) () %	
						()	() %	
	収益価格	円 (円/㎡)						
収益価格が試算できなかった場合その理由								
収益還元法が適用できない場合その理由		対象基準地が存する地域は、居住の快適性を重視する第一種低層住居専用地域に指定された戸建住宅地域であり、賃貸市場が未成熟であることから、収益還元法は適用しなかった。						

以下、収益還元法適用の場合は、宅地 - 4 (3)-2 へ

(4)開発法による価格算定内訳						
(4)-1 開発法の適用		する	しない	開発法を適用する場合の理由		
収入の現価の総和 (円)	支出の現価の総和 (円)	投下資本収益率 (%)	販売単価(住宅) (円/㎡)	分譲可能床面積 (㎡)	建築工事費 (円/㎡)	延床面積 (㎡)
開発法による価格		円 (円/㎡)				

以下、開発法適用の場合は、宅地 - 6 (4)-2 へ

基準地番号	提出先	所属分科会名	業者名	都市経済研究所
芦屋（県） - 3	福岡県	福岡第 3	氏名	不動産鑑定士 徳永 大典 印

鑑定評価額	6,920,000 円	1 m ² 当たりの価格	20,900 円 / m ²
-------	-------------	-------------------------	---------------------------

1 基本的事項

(1) 価格時点	令和 3 年 7 月 1 日	(4) 鑑定評価日	令和 3 年 7 月 12 日	(6) [令和 3 年1月]	円 / m ²
(2) 実地調査日	令和 3 年 6 月 28 日	(5) 価格の種類	正常価格	路線価又は倍率	1.1 倍
(3) 鑑定評価の条件	更地としての鑑定評価				

2 鑑定評価額の決定の理由の要旨

(1) 基準地	所在及び地番並びに「住居表示」等	遠賀郡芦屋町大字山鹿字亀ノ甲 1 2 1 5 番 6				地積 (m ²)	331	法令上の規制等	
	形状	敷地の利用の現況	周辺の土地の利用の状況	接面道路の状況	供給処理施設状況	主要な交通施設との接近の状況		(都) 2 低専 (40,60)	
	長方形 1:2	住宅 W 1	一般住宅のなかに農地等も見られる住宅地域	南6 m 町道	水道、下水	遠賀川7.4 km		(その他)	
(2) 近隣地域	範囲	東 150 m、西 250 m、南 200 m、北 100 m			標準的使用	戸建住宅地			
	標準的画地の形状等	間口 約 16 m、奥行 約 19 m、規模			300 m ² 程度、形状 ほぼ長方形				
	地域的特性	特記 特記すべき事項はない。		街 6 m 町道	交通 施設	J R 遠賀川駅北方7.4 km	法令 (都) 2 低専 (40,60) 規制		
	地域要因の将来予測	町の中心部からやや離れた、一般住宅の中に農地等も混在する住宅地域。周辺ではミニ開発等も一部に見られるが売れ残りもあり、地価を押し上げるまでには至らず、若干の下落か横ばい傾向で推移するものと予測する。							
(3) 最有効使用の判定	戸建住宅地					(4) 対象基準地の個別的要因	ない		
(5) 鑑定評価の手法の適用	取引事例比較法	標準価格	20,900 円 / m ²						
	収益還元法	収益価格	/ 円 / m ²						
	原価法	積算価格	/ 円 / m ²						
	開発法	開発法による価格	/ 円 / m ²						
(6) 市場の特性	芦屋町及び周辺町内、北九州市西部（若松区、八幡西区の一部）の住宅地域一帯を同一需給圏と把握。主たる需要者は、町内居住者等の個人が中心で、他地域からの転入は少ない。町内に鉄道や高等教育機関等がなく、不動産に対する需要は低迷してきたが、割安感が出てきていることもあり、近年では小規模の住宅分譲も散見される。ただ、地価を押し上げるまでには至っていない。需要の中心となる価格帯は、標準的画地規模の土地で 6 0 0 万円前後が主流である。								
(7) 試算価格の調整・検証及び鑑定評価額の決定の理由	対象基準地の存する近隣地域は、戸建住宅を主体とする既成住宅地域であり、自用目的での取引が主流となっている。収益性よりも主に居住の快適性が追求されると思料されることから、収益価格については試算しなかった。よって本件においては、市場における需給動向を反映した実証的な価格と判断される比準価格を重視し、指定基準地との検討を踏まえ、さらには、単価と総額との関連等の検討を行ったうえで、対象基準地の鑑定評価額を上記のとおり決定した。								
(8) 公規価示標準価格と格しをた	代表標準地 標準地	標準地	時点修正	標準化補正	地域要因の比較	個別的要因の比較	対象基準地の標準価格 (円 / m ²)	内 街路 標準 交通 補 画地 正 行政 其他	地 街路 域 交通 要 環境 因 行政 其他
	公示価格	円 / m ²	[]	100	100	[]			
			100	[]	[]	100			
(9) 指か定ら基の準検地討	指定基準地番号	時点修正	標準化補正	地域要因の比較	個別的要因の比較	対象基準地の比準価格 (円 / m ²)	内 標準 交通 補 画地 正 行政 其他	0.0	地 街路 -2.0
	芦屋（県） - 1							0.0	域 交通 +8.0
	前年指定基準地の価格	[100.0]	100	100	[100.0]			0.0	要 環境 +10.0
	24,700 円 / m ²	100	[100.0]	[118.8]	100	20,800		0.0	因 行政 +2.0
								0.0	其他 0.0
(10) 対年ら象標の基準検準価討地格の等前か	- 1 対象基準地の検討 継続 新規 前年標準価格 21,000 円 / m ²		価格 変動 形成 要因 の		(一般的 要因)	町の人口は、周辺の自治体と比較しても減少傾向が顕著であり、高齢化率についても、県平均より高い状態が継続している。			
	- 2 基準地が共通地点(代表標準地等と同一地点)である場合の検討 代表標準地 標準地 標準地番号 - 公示価格 円 / m ²				(地域 要因)	周辺でミニ開発等が散見されるものの、町の中心部からはやや距離のある住宅地域であり、不動産市場の回復までには至っていない。			
	変動率 年間 -0.5 % 半年間 %				(個別的 要因)	取引の意思決定行動にあたって、主たる需要者が着目すると考えられる画地条件等の個別的要因については、特に変化はみられない。			

(1)比準価格算定内訳											
NO	取引事例番号	所在及び地番並びに「住居表示」等	取引時点	類型	地積 (㎡)	画地の形状	接面道路の状況	主要交通施設の状況	法令上の規制等		
a	芦屋3C - 1252	遠賀郡芦屋町		建付地	()	長方形	北東8.2 m県道		(都)商業 (90,400)		
b	芦屋3C - 1256	遠賀郡芦屋町		建付地	()	ほぼ長方形	南東3.5 m町道		(都)1住居 (60,160)		
c	芦屋3C - 1255	遠賀郡芦屋町		建付地	()	ほぼ長方形	南東3.2 m町道		(都)1低専 (40,60)		
d	芦屋3C - 156	遠賀郡芦屋町		建付地	()	不整形	東4 m私道		(都)1低専 (40,60)		
e	芦屋3C - 155	遠賀郡芦屋町		建付地	()	ほぼ整形	西26 m国道		(都)2低専 (40,60)		
NO	取引価格 (円/㎡)	事情補正	時点修正	建付減価の補正	標準化補正	推定価格 (円/㎡)	地域要因の比較	推定標準価格 (円/㎡)	個別的要因の比較	査定価格 (円/㎡)	
a	() 27,811	$\frac{100}{[100.0]}$	$\frac{[100.0]}{100}$	$\frac{100}{[100.0]}$	$\frac{100}{[100.0]}$	27,811	$\frac{100}{[131.4]}$	21,165	街路 交通・ 接近 環境 画地 行政 その他	0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0	
b	() 20,180	$\frac{100}{[100.0]}$	$\frac{[100.0]}{100}$	$\frac{100}{[80.0]}$	$\frac{100}{[100.0]}$	25,225	$\frac{100}{[122.3]}$	20,626		21,200 20,600	
c	() 24,686	$\frac{100}{[100.0]}$	$\frac{[100.0]}{100}$	$\frac{100}{[100.0]}$	$\frac{100}{[100.0]}$	24,686	$\frac{100}{[114.8]}$	21,503		21,500	
d	() 21,592	$\frac{100}{[100.0]}$	$\frac{[100.0]}{100}$	$\frac{100}{[100.0]}$	$\frac{100}{[99.0]}$	21,810	$\frac{100}{[105.8]}$	20,614		20,600	
e	() 12,390	$\frac{100}{[100.0]}$	$\frac{[99.8]}{100}$	$\frac{100}{[80.0]}$	$\frac{100}{[76.5]}$	20,205	$\frac{100}{[105.0]}$	19,243	[100.0] 100	19,200	
NO	ア事情の内容	イ月率変動率	ウ標準化補正の内訳				エ地域要因の比較の内訳				
a	正常	% / 月 0.00	街路 0.0	交通・接近 0.0	環境 0.0	街路 +2.0	交通・接近 +4.0	環境 +18.0	画地 0.0	行政 0.0	その他 0.0
b	正常	% / 月 0.00	街路 0.0	交通・接近 0.0	環境 0.0	街路 -3.0	交通・接近 +2.0	環境 +20.0	画地 0.0	行政 +3.0	その他 0.0
c	正常	% / 月 0.00	街路 0.0	交通・接近 0.0	環境 0.0	街路 -3.0	交通・接近 +2.0	環境 +16.0	画地 0.0	行政 0.0	その他 0.0
d	正常	% / 月 0.00	街路 0.0	交通・接近 0.0	環境 0.0	街路 -2.0	交通・接近 0.0	環境 +8.0	画地 -1.0	行政 0.0	その他 0.0
e	正常	% / 月 -0.04	街路 0.0	交通・接近 0.0	環境 0.0	街路 +5.0	交通・接近 0.0	環境 0.0	画地 -23.5	行政 0.0	その他 0.0
才比準価格決定の理由							〔比準価格： 20,900 円/㎡〕				

(2)積算価格算定内訳							
(2)-1 原価法が適用できない場合その理由			既成の住宅地であり、再調達原価等の把握が困難であるため				
(2)-2 造成宅地内等に存し原価法の適用が可能な場合の価格							
造成事例番号		-		所在及び地番			
素地の取得価格 (円/㎡)	事情補正	時点修正	素地の補修正後の価格 (円/㎡)	造成工事費 (円/㎡)	標準化補正	時点修正	造成工事費の補修正後の価格 (円/㎡)
	$\frac{100}{[]}$	$\frac{[]}{100}$			$\frac{100}{[]}$	$\frac{[]}{100}$	
付帯費用 (円/㎡)	標準化補正	時点修正	付帯費用の補修正後の価格 (円/㎡)	有効宅地化率で除した価格 (円/㎡)	地域要因の比較	個別的要因の比較	再調達原価 (円/㎡)
	$\frac{100}{[]}$	$\frac{[]}{100}$		(%)	$\frac{100}{[]}$	$\frac{[]}{100}$	
熟成度修正 [] / 100				積算価格 円/㎡			
内訳							
素地	事情の内容	月率変動率	造成工事費	標準化補正	月率変動率	付帯費用	標準化補正
		% / 月			% / 月		
地域要因の比較		街路		交通・接近		環境	
						行政	
						その他	

(3)収益価格算定内訳							
(3)-1 収益還元法(直接法)の適用又は収益還元法が適用できない場合の理由							
直接法	総収益 (円)	総費用 (円)	純収益 (円)	建物に帰属する純収益 (円)	土地に帰属する純収益 (円)	未収入期間修正後の純収益 (円)	還元利回り (r-g) () %
						()	() %
	収益価格	円 (円/㎡)					
	収益価格が試算できなかった場合その理由						
	収益還元法が適用できない場合その理由 対象基準地が存する地域は、自己所有の戸建住宅を中心とする住宅地域であり、賃貸市場が未成熟であることから、収益還元法は適用しなかった。						

以下、収益還元法適用の場合は、宅地 - 4 (3)-2へ

(4)開発法による価格算定内訳						
(4)-1 開発法の適用		する	しない	開発法を適用する場合の理由		
収入の現価の総和 (円)	支出の現価の総和 (円)	投下資本収益率 (%)	販売単価(住宅) (円/㎡)	分譲可能床面積 (㎡)	建築工事費 (円/㎡)	延床面積 (㎡)
開発法による価格	円 (円/㎡)					

以下、開発法適用の場合は、宅地 - 6 (4)-2へ

基準地番号	提出先	所属分科会名	業者名	株式会社 総研
芦屋(県) - 4	福岡県	福岡第 3	氏名	不動産鑑定士 堀 和義 印

鑑定評価額	3,330,000 円	1 m ² 当たりの価格	19,800 円 / m ²
-------	-------------	-------------------------	---------------------------

1 基本的事項

(1) 価格時点	令和 3 年 7 月 1 日	(4) 鑑定評価日	令和 3 年 7 月 12 日	(6) 路線価	[令和 3 年1月] 路線価又は倍率 倍率種別	円 / m ² 1.1 倍
(2) 実地調査日	令和 3 年 6 月 30 日	(5) 価格の種類	正常価格			
(3) 鑑定評価の条件	更地としての鑑定評価					

2 鑑定評価額の決定の理由の要旨

(1) 基準地	所在及び地番並びに「住居表示」等	遠賀郡芦屋町大字芦屋字下ノ辻 3 1 0 4 番 6				地積 (m ²)	168	法令上の規制等
	形状	敷地の利用の現況	周辺の土地の利用の状況	接面道路の状況	供給処理施設状況	主要な交通施設との接近の状況	(都) (60,200)	
	長方形 1 : 1.5	住宅 W 2	中規模一般住宅のほか空地も多い住宅地域	東 4 m 町道	水道、下水	遠賀川 3.8 km	(その他)	
(2) 近隣地域	範囲	東 140 m、西 130 m、南 170 m、北 40 m		標準的使用	戸建住宅地			
	標準的画地の形状等	間口 約 10 m、奥行 約 16 m、規模 160 m ² 程度、形状 長方形						
	地域的特性	特記事項	特にない	街路	4 m 町道	交通施設	遠賀川駅北西方 3.8 km 法令 (都) (60,200) 規制	
(3) 最有効使用の判定	戸建住宅地				(4) 対象基準地の個別的要因	ない		
(5) 鑑定評価の手法の適用	取引事例比較法	比準価格	19,800 円 / m ²					
	収益還元法	収益価格	/ 円 / m ²					
	原価法	積算価格	/ 円 / m ²					
	開発法	開発法による価格	/ 円 / m ²					
(6) 市場の特性	同一需給圏は、概ね芦屋町及び周辺市町と判断される。周辺に空地の残るやや中心地から離れた既成住宅であり、需要者は、概ね当町及び周辺へ通勤する、住宅購入目的の勤労者層が中心と見られる。高齢化率が高く人口も減少傾向にあることから、不動産需要が強まる傾向にはなく、郊外のため価格水準は下落傾向にあるものと思料される。市場の中心価格帯は土地価格は 1 6 0 m ² で 3 2 0 万円弱程度、新築戸建住宅で 2 0 0 0 万円程度である。							
(7) 試算価格の調整・検証及び鑑定評価額の決定の理由	自用の住宅が中心で賃貸市場が未成熟であるため、収益還元法の適用は断念し、取引事例比較法のみ適用した。需要者はこれらの住宅の購入者であり、購入の検討に当たっては、代替不動産との間で居住の快適性を主眼とした価格比較を行うものと思料される。取引事例比較法は、このような市場の実態を反映し、説得力に優れるものと考えられる。したがって本件では比準価格を採用し、指定基準地との均衡に留意し、鑑定評価額を上記のとおり決定した。							
(8) 公価表示価格と格しをた	代表標準地 標準地	時点修正	標準化補正	地域要因の比較	個別的要因の比較	対象基準地の規準価格 (円 / m ²)	内 街路 標準 交通 化 環境 補 画地 正 行政 その他	地 街路 域 交通 要 環境 因 行政 その他
	公示価格	[] 100	100 []	100 []	[] 100			
(9) 指か定ら基の準検地討	指定基準地番号	時点修正	標準化補正	地域要因の比較	個別的要因の比較	対象基準地の比準価格 (円 / m ²)	内 街路 標準 交通 化 環境 補 画地 正 行政 その他	地 街路 域 交通 要 環境 因 行政 その他
	芦屋(県) - 1 前年指定基準地の価格 24,700 円 / m ²	[100.0] 100	100 [100.0]	100 [127.2]	[100.0] 100	19,400	0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0	0.0 +6.0 +20.0 0.0 0.0
(10) 対年象標の基準検準価討地格の等前か	- 1 対象基準地の検討 継続 新規 前年標準価格 20,000 円 / m ² - 2 基準地が共通地点(代表標準地等と同一地点)である場合の検討 代表標準地 標準地 標準地番号 公示価格 円 / m ²			価格変動形状要因	(一般的) 要因	高齢化の進展、人口減少により、不動産需要は周辺市町に比し低いものとなっている。		
	変動率 年間 -1.0 % 半年間 %				(地域) 要因	周囲に空地も残るが、既成住宅地であり、大きな地域要因の変動はない。		
					(個別的) 要因	個別的的要因に変動はない。		

3 試算価格算定内訳

(1) 比準価格算定内訳											
NO	取引事例番号	所在及び地番並びに「住居表示」等	取引時点	類型	地積 (㎡)	画地の形状	接面道路の状況	主要交通施設の状況	法令上の規制等		
a	芦屋3C - 155	遠賀郡芦屋町		建付地	()	ほぼ整形	西26 m国道		(都) 2低専 (40,60)		
b	芦屋3C - 1251	遠賀郡芦屋町		建付地	()	台形	北東6 m町道 南東5 m 南西4 m 三方路		(都) 1中専 (70,200) 地区計画等		
c	芦屋3C - 1254	遠賀郡芦屋町		更地	()	不整形	北西25 m国道 南3.7 m 角地		(都) (60,200)		
d	芦屋3C - 156	遠賀郡芦屋町		建付地	()	不整形	東4 m私道		(都) 1低専 (40,60)		
e	-				()						
NO	取引価格 (円/㎡)	事情補正	時点修正	建付減価の補正	標準化補正	推定価格 (円/㎡)	地域要因の比較	推定標準価格 (円/㎡)	個別的要因の比較	査定価格 (円/㎡)	
a	() 12,390	100 [100.0]	[99.8] 100	100 [80.0]	100 [76.5]	20,205	100 [99.8]	20,245	街路 交通・ 0.0	20,200	
b	() 25,895	100 [100.0]	[100.0] 100	100 [100.0]	100 [104.0]	24,899	100 [120.0]	20,749	接近 環境 0.0	20,700	
c	() 11,079	100 [100.0]	[99.4] 100	100 [/]	100 [70.7]	15,576	100 [78.4]	19,867	画地 行政 0.0	19,900	
d	() 21,592	100 [100.0]	[100.0] 100	100 [100.0]	100 [99.0]	21,810	100 [114.0]	19,132	その他 0.0	19,100	
e	()	100 []	[] 100	100 []	100 []		100 []		[100.0] 100		
NO	ア事情の内容	イ月率変動率	ウ標準化補正の内訳				エ地域要因の比較の内訳				
a	正常	% / 月 -0.04	街路 0.0	交通・接近 0.0	環境 0.0	街路 0.0	交通・接近 0.0	環境 +5.0	画地 -23.5	行政 0.0	その他 0.0
b	正常	% / 月 0.00	街路 0.0	交通・接近 0.0	環境 0.0	街路 0.0	交通・接近 0.0	環境 +20.0	画地 +4.0	行政 0.0	その他 0.0
c	正常	% / 月 -0.08	街路 0.0	交通・接近 0.0	環境 0.0	街路 0.0	交通・接近 -2.0	環境 -20.0	画地 -29.3	行政 0.0	その他 0.0
d	正常	% / 月 0.00	街路 0.0	交通・接近 0.0	環境 0.0	街路 0.0	交通・接近 0.0	環境 +20.0	画地 -1.0	行政 0.0	その他 0.0
e		% / 月	街路	交通・接近	環境	街路	交通・接近	環境	画地	行政	その他
才比準価格決定の理由							〔比準価格： 19,800 円/㎡〕				

(2)積算価格算定内訳											
(2)-1 原価法が適用できない場合その理由				既成市街地のため							
(2)-2 造成宅地内等に存し原価法の適用が可能な場合の価格											
造成事例番号		-		所在及び地番							
素地の取得価格 (円/㎡)	事情補正	時点修正	素地の補修正後の価格 (円/㎡)	造成工事費 (円/㎡)	標準化補正	時点修正	造成工事費の補修正後の価格 (円/㎡)				
	$\frac{100}{[]}$	$\frac{[]}{100}$			$\frac{100}{[]}$	$\frac{[]}{100}$					
付帯費用 (円/㎡)	標準化補正	時点修正	付帯費用の補修正後の価格 (円/㎡)	有効宅地化率で除した価格 (円/㎡)	地域要因の比較	個別的要因の比較	再調達原価 (円/㎡)				
	$\frac{100}{[]}$	$\frac{[]}{100}$		(%)	$\frac{100}{[]}$	$\frac{[]}{100}$					
熟成度修正 [] / 100				積算価格 円/㎡							
内訳											
素地	事情の内容	月率変動率	造成工事費	標準化補正		月率変動率	付帯費用	標準化補正		月率変動率	
		% / 月				% / 月				% / 月	
地域要因の比較			街路		交通・接近		環境		行政		その他

(3)収益価格算定内訳								
(3)-1 収益還元法(直接法)の適用又は収益還元法が適用できない場合の理由								
直接法	総収益 (円)	総費用 (円)	純収益 (円)	建物に帰属する純収益 (円)	土地に帰属する純収益 (円)	未収入期間修正後の純収益 (円)	還元利回り (r-g) () %	
	収益価格	円 (円/㎡)						
	収益価格が試算できなかった場合その理由							
収益還元法が適用できない場合その理由	戸建住宅が立ち並ぶ住宅地域で賃貸市場が未成熟であるため、収益還元法の適用は見送った。							

以下、収益還元法適用の場合は、宅地 - 4 (3)-2へ

(4)開発法による価格算定内訳						
(4)-1 開発法の適用		する	しない	開発法を適用する場合の理由		
収入の現価の総和 (円)	支出の現価の総和 (円)	投下資本収益率 (%)	販売単価(住宅) (円/㎡)	分譲可能床面積 (㎡)	建築工事費 (円/㎡)	延床面積 (㎡)
開発法による価格	円 (円/㎡)					

以下、開発法適用の場合は、宅地 - 6 (4)-2へ

基準地番号	提出先	所属分科会名	業者名	都市経済研究所
芦屋(県) - 5	福岡県	福岡第 3	氏名	不動産鑑定士 徳永 大典 印

鑑定評価額	7,380,000 円	1㎡当たりの価格	23,000 円 / ㎡
-------	-------------	----------	--------------

1 基本的事項

(1)価格時点	令和 3 年 7 月 1 日	(4)鑑定評価日	令和 3 年 7 月 12 日	(6) [令和 3年1月]	円 / ㎡
(2)実地調査日	令和 3 年 6 月 28 日	(5)価格の種類	正常価格	路線価又は倍率	1.2 倍
(3)鑑定評価の条件	更地としての鑑定評価				

2 鑑定評価額の決定の理由の要旨

(1) 基準地	所在及び地番並びに「住居表示」等	遠賀郡芦屋町山鹿 2 2 9 3 番 5 7 「山鹿 3 9 - 3 0」			地積 (㎡)	321	法令上の規制等
	形状	敷地の利用の現況	周辺の土地の利用の状況	接面道路の状況	供給処理施設状況	主要な交通施設との接近の状況	(都) 準工 (60,200)
	正方形 1:1	住宅 W 1	中規模一般住宅が建ち並ぶ住宅地域	西 4 m 町道	水道、下水	遠賀川 6.9 km	(その他)
(2) 近隣地域	範囲	東 150 m、西 70 m、南 50 m、北 50 m			標準的使用	戸建住宅地	
	標準的画地の形状等	間口 約 17 m、奥行 約 18 m、規模			300 ㎡程度、形状 ほぼ長方形		
	地域的特性	特記 特記すべき事項はない。		街 4 m 町道	交通 J R 遠賀川駅北方 6.9 km	法令 (都) 準工 (60,200) 規制	
	地域要因の将来予測	周辺では小規模な開発も散見されるが、既存の住宅地等では安値での取引も見られるなど、全体として地価を押し上げるまでには至っていないことから、地価水準は横ばい傾向で推移するものと予測する。					
(3) 最有効使用の判定	戸建住宅地				(4) 対象基準地の個別的要因	ない	
(5) 鑑定評価の手法の適用	取引事例比較法	比準価格	23,000 円 / ㎡				
	収益還元法	収益価格	/ 円 / ㎡				
	原価法	積算価格	/ 円 / ㎡				
	開発法	開発法による価格	/ 円 / ㎡				
(6) 市場の特性	同一需給圏を、芦屋町及び周辺の遠賀郡各町内、北九州市西部（若松区、八幡西区のそれぞれ一部）の住宅地域一帯と把握する。主たる需要者は、町内居住者等の個人が中心で、他地域からの転入は少ない。町内に鉄道や高等教育機関等がなく、不動産に対する需要は低迷してきたが、値頃感が出てきていることもあり、近年では小規模の住宅分譲も散見されるようになっている。需要の中心となる価格帯は、標準的画地規模の土地で 7 0 0 万円前後が主流である。						
(7) 試算価格の調整・検証及び鑑定評価額の決定の理由	近隣地域は、戸建住宅を主体とする既存の住宅地域であり、自用目的での取引が主流となっている。収益性よりも主に居住の快適性が追求されると思料されることから、収益価格については試算できなかった。よって本件においては、不動産市場における需給動向を反映した実証的な価格と判断される比準価格を重視し、指定基準地との検討を踏まえ、さらには、単価と総額との関連等の検討を行ったうえで、対象基準地の鑑定評価額を上記のとおり決定した。						
(8) 公規価示標準価格と格しをた	代表標準地 標準地 標準地番号	時点修正	標準化補正	地域要因の比較	個別的要因の比較	対象基準地の標準価格 (円 / ㎡)	内 街路 標準 交通 補 画地 正 行政 其他
	公示価格 円 / ㎡	[] 100	100 []	100 []	[] 100		
(9) 指か定ら基の準検地討	指定基準地番号 芦屋(県) - 1	時点修正	標準化補正	地域要因の比較	個別的要因の比較	対象基準地の標準価格 (円 / ㎡)	内 街路 標準 交通 補 画地 正 行政 其他
	前年指定基準地の価格 24,700 円 / ㎡	[100.0] 100	100 [100.0]	100 [109.2]	100	22,600	0.0 地 街路 0.0 交通 +5.0 要 環境 +4.0 因 行政 0.0 其他 0.0
(10) 対年ら象標の基準検準価討地格の等前か	- 1 対象基準地の検討 継続 新規 前年標準価格 23,000 円 / ㎡		価格 変動 形成 要因 の	(一般的 要因)	芦屋町の人口は、周辺の自治体と比較しても減少傾向が顕著である。高齢化率についても、県平均より高い状態が継続している。		
	- 2 基準地が共通地点(代表標準地等と同一地点)である場合の検討 代表標準地 標準地 標準地番号 公示価格 円 / ㎡			(地域 要因)	町内の中心からはやや離れた位置に存し、他地域からの人口流入も少ない。特筆すべき地域要因の変動は認められない。		
	変動率 年間 0.0 % 半年間 %			(個別的 要因)	取引の意思決定行動にあたって、主たる需要者が着目すると考えられる画地条件等の個別的要因については、特に変化はみられない。		

(1) 比準価格算定内訳														
NO	取引事例番号	所在及び地番並びに「住居表示」等	取引時点	類型	地積 (㎡)	画地の形状	接面道路の状況	主要交通施設の状況	法令上の規制等					
a	芦屋3C - 1252	遠賀郡芦屋町		建付地	()	長方形	北東8.2 m県道		(都)商業 (90,400)					
b	芦屋3C - 1256	遠賀郡芦屋町		建付地	()	ほぼ長方形	南東3.5 m町道		(都)1住居 (60,160)					
c	芦屋3C - 1255	遠賀郡芦屋町		建付地	()	ほぼ長方形	南東3.2 m町道		(都)1低専 (40,60)					
d	芦屋3C - 154	遠賀郡芦屋町		建付地	()	ほぼ長方形	北6 m町道		(都)1住居 (60,200)					
e	芦屋3C - 157	遠賀郡芦屋町		更地	()	不整形	東25 m町道		(都) (60,200)					
NO	取引価格 (円/㎡)	事情補正	時点修正	建付減価の補正	標準化補正	推定価格 (円/㎡)	地域要因の比較	推定標準価格 (円/㎡)	個別的要因の比較	査定価格 (円/㎡)				
a	() 27,811	$\frac{100}{[100.0]}$	$\frac{[100.0]}{100}$	$\frac{100}{[100.0]}$	$\frac{100}{[100.0]}$	27,811	$\frac{100}{[123.5]}$	22,519	街路 交通・ 接近 環境 画地 行政 その他 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0	22,500				
b	() 20,180	$\frac{100}{[100.0]}$	$\frac{[100.0]}{100}$	$\frac{100}{[80.0]}$	$\frac{100}{[100.0]}$	25,225	$\frac{100}{[115.1]}$	21,916	0.0 0.0 0.0	21,900				
c	() 24,686	$\frac{100}{[100.0]}$	$\frac{[100.0]}{100}$	$\frac{100}{[100.0]}$	$\frac{100}{[100.0]}$	24,686	$\frac{100}{[106.7]}$	23,136	0.0	23,100				
d	() 29,101	$\frac{100}{[100.0]}$	$\frac{[100.0]}{100}$	$\frac{100}{[100.0]}$	$\frac{100}{[100.0]}$	29,101	$\frac{100}{[118.3]}$	24,599	0.0	24,600				
e	() 26,860	$\frac{100}{[100.0]}$	$\frac{[100.0]}{100}$	$\frac{100}{[/]}$	$\frac{100}{[97.0]}$	27,691	$\frac{100}{[115.1]}$	24,058	$[100.0]$ 100	24,100				
NO	ア事情の内容	イ月率変動率	ウ標準化補正の内訳				エ地域要因の比較の内訳							
a	正常	% / 月 0.00	街路 画地	0.0 0.0	交通・接近 行政	0.0 0.0	環境 その他	0.0 0.0	街路 行政	+4.0 +2.0	交通・接近 その他	+3.0 0.0	環境 環境	+13.0
b	正常	% / 月 0.00	街路 画地	0.0 0.0	交通・接近 行政	0.0 0.0	環境 その他	0.0 0.0	街路 行政	-1.0 0.0	交通・接近 その他	+2.0 0.0	環境 環境	+14.0
c	正常	% / 月 0.00	街路 画地	0.0 0.0	交通・接近 行政	0.0 0.0	環境 その他	0.0 0.0	街路 行政	-1.0 -3.0	交通・接近 その他	+1.0 0.0	環境 環境	+10.0
d	正常	% / 月 0.00	街路 画地	0.0 0.0	交通・接近 行政	0.0 0.0	環境 その他	0.0 0.0	街路 行政	+2.0 0.0	交通・接近 その他	0.0 0.0	環境 環境	+16.0
e	正常	% / 月 0.00	街路 画地	0.0 -3.0	交通・接近 行政	0.0 0.0	環境 その他	0.0 0.0	街路 行政	+14.0 0.0	交通・接近 その他	-1.0 0.0	環境 環境	+2.0
才比準価格決定の理由								〔比準価格： 23,000 円/㎡〕						

(2)積算価格算定内訳							
(2)-1 原価法が適用できない場合その理由			既成の住宅地であり、再調達原価等の把握が困難であるため				
(2)-2 造成宅地内等に存し原価法の適用が可能な場合の価格							
造成事例番号		-		所在及び地番			
素地の取得価格 (円/㎡)	事情補正	時点修正	素地の補修正後の価格 (円/㎡)	造成工事費 (円/㎡)	標準化補正	時点修正	造成工事費の補修正後の価格 (円/㎡)
	$\frac{100}{[]}$	$\frac{[]}{100}$			$\frac{100}{[]}$	$\frac{[]}{100}$	
付帯費用 (円/㎡)	標準化補正	時点修正	付帯費用の補修正後の価格 (円/㎡)	有効宅地化率で除した価格 (円/㎡)	地域要因の比較	個別的要因の比較	再調達原価 (円/㎡)
	$\frac{100}{[]}$	$\frac{[]}{100}$		(%)	$\frac{100}{[]}$	$\frac{[]}{100}$	
熟成度修正 [] / 100				積算価格 円/㎡			
内訳							
素地	事情の内容	月率変動率	造成工事費	標準化補正	月率変動率	付帯費用	標準化補正
		% / 月			% / 月		
地域要因の比較		街路		交通・接近		環境	
						行政	
						その他	

(3)収益価格算定内訳							
(3)-1 収益還元法(直接法)の適用又は収益還元法が適用できない場合の理由							
直接法	総収益 (円)	総費用 (円)	純収益 (円)	建物に帰属する純収益 (円)	土地に帰属する純収益 (円)	未収入期間修正後の純収益 (円)	還元利回り (r-g) () %
						()	() %
	収益価格	円 (円/㎡)					
収益価格が試算できなかった場合その理由							
収益還元法が適用できない場合その理由		対象基準地が存する地域は、自己所有の戸建住宅を中心とする住宅地域であり、賃貸市場が未成熟であることから、収益還元法は適用しなかった。					

以下、収益還元法適用の場合は、宅地 - 4 (3)-2へ

(4)開発法による価格算定内訳						
(4)-1 開発法の適用			する しない 開発法を適用する場合の理由			
収入の現価の総和 (円)	支出の現価の総和 (円)	投下資本収益率 (%)	販売単価(住宅) (円/㎡)	分譲可能床面積 (㎡)	建築工事費 (円/㎡)	延床面積 (㎡)
開発法による価格	円 (円/㎡)					

以下、開発法適用の場合は、宅地 - 6 (4)-2へ

基準地番号	提出先	所属分科会名	業者名	都市経済研究所
芦屋(県) 5 - 1	福岡県	福岡第3	氏名	不動産鑑定士 徳永 大典 印

鑑定評価額	5,510,000 円	1㎡当たりの価格	24,800 円/㎡
-------	-------------	----------	------------

1 基本的事項

(1)価格時点	令和 3年 7月 1日	(4)鑑定評価日	令和 3年 7月 12日	(6)路線価	[令和 3年1月]	円/㎡
(2)実地調査日	令和 3年 6月 28日	(5)価格の種類	正常価格	路線価又は倍率	倍率種別	1.1 倍
(3)鑑定評価の条件	更地としての鑑定評価					

2 鑑定評価額の決定の理由の要旨

(1)基準地	所在及び地番並びに「住居表示」等	遠賀郡芦屋町中ノ浜 1 9 1 1 番 3 外 「中ノ浜 7 - 4」				地積 (㎡)	222	法令上の規制等
	形状	敷地の利用の現況	周辺の土地の利用の状況	接面道路の状況	供給処理施設状況	主要な交通施設との接近の状況	(都) 近商 (80,200) 準防	
	長方形 1:3.5	店舗 RC 2	低層店舗のほか住宅等も混在する商業地域	南西 6 m 県道、南東側道	水道、下水	遠賀川 5.9 km	(その他) (100,200)	
(2)近隣地域	範囲	東 50 m、西 50 m、南 50 m、北 50 m			標準的使用	低層店舗併用住宅地		
	標準的画地の形状等	間口 約 8 m、奥行 約 26.5 m、			規模	210 ㎡程度、形状 ほぼ長方形		
	地域的特性	特記事項	特記すべき事項はない。	街路	6 m 県道	交通施設	J R 遠賀川駅北方 5.9 km 法令 (都) 近商 (90,200) 準防 規制	
	地域要因の将来予測	今後概ね現状で推移すると予測する。商況は停滞しているが、住宅のミニ開発が散見され、底値の兆しも認められることから、地価は若干の下落が横ばい傾向で推移するものと予測する。						
(3)最有効使用の判定	低層店舗併用住宅地					(4)対象基準地の個別的要因	角地 +2.0	
(5)鑑定評価の手法の適用	取引事例比較法	比準価格	24,800 円/㎡					
	収益還元法	収益価格	/ 円/㎡					
	原価法	積算価格	/ 円/㎡					
	開発法	開発法による価格	/ 円/㎡					
(6)市場の特性	同一需給圏の範囲を、芦屋町及び周辺の遠賀郡各町内の商業地域一帯と把握する。主たる需要者は、地元業者等の地縁性を有する者が中心である。近隣地域は、小売店舗のほか住宅も見られる地域である。空き店舗も見られ商況は厳しい状況が続いているが、地価の下落を受け住宅地としての需要も認められる。商業地の取引件数も多くないことから、需要の中心となる価格帯を見出しにくい状況にあるが、住宅地の価格水準も決定の参考になると考えられる。							
(7)試算価格の調整・検証及び鑑定評価額の決定の理由	近隣地域では、自己使用目的での不動産取引が主流となっている。店舗についても、賃貸を前提とした収益物件はほとんど見られず、賃貸市場が未成熟であることから、収益還元法の適用はなじまないと考えられる。よって、本件においては、現実の市場を反映して実証的であると判断される比準価格を標準として、周辺の公基準地とのバランスを踏まえ、さらには、単価と総額との関連等の検討を行ったうえで、対象基準地の鑑定評価額を上記のとおり決定した。							
(8)公価表示価格と格しをた	代表標準地 標準地	時点修正	標準化補正	地域要因の比較	個別的要因の比較	対象基準地の標準価格 (円/㎡)	内 街路 標準 交通 画地 行政 補正 その他	
	公示価格	[]	100	100	[]		内 街路 交通 画地 行政 補正 その他	
	円/㎡	100	[]	[]	100		内 街路 交通 画地 行政 補正 その他	
(9)指か定ら基の準検地討	指定基準地番号	時点修正	標準化補正	地域要因の比較	個別的要因の比較	対象基準地の比準価格 (円/㎡)	内 街路 標準 交通 画地 行政 補正 その他	
	-	[]	100	100	[]		内 街路 交通 画地 行政 補正 その他	
	前年指定基準地の価格	[]	100	[]	[]		内 街路 交通 画地 行政 補正 その他	
	円/㎡	100	[]	[]	100		内 街路 交通 画地 行政 補正 その他	
(10)対年象標の基準検準価討地格の等前か	- 1 対象基準地の検討 継続 新規 前年標準価格 24,900 円/㎡		価格変動形成要因	変動状況	要因	芦屋町の人口は、周辺自治体と比較しても減少傾向が顕著であり、高齢化率も、県平均より高い状態が続いている。	内 街路 標準 交通 画地 行政 補正 その他	
	- 2 基準地が共通地点(代表標準地等と同一地点)である場合の検討 代表標準地 標準地 標準地番号 公示価格 円/㎡							
	変動率	年間 -0.4 %	半年間 %			現在の町の商業中心からはやや離れており、商業地としての繁華性は低く、住宅地としての需要も想定される。		
						取引の意思決定行動にあたって、主たる需要者が着目すると考えられる画地条件等の個別的要因については、特に変化はみられない。		

3 試算価格算定内訳

(1) 比準価格算定内訳														
NO	取引事例番号	所在及び地番並びに「住居表示」等			取引時点	類型	地積 (㎡)	画地の形状	接面道路の状況	主要交通施設の状況	法令上の規制等			
a	芦屋 3 C - 1252	遠賀郡芦屋町				建付地	()	長方形	北東8.2 m 県道		(都) 商業 (90,400)			
b	芦屋 3 K - 203	遠賀郡芦屋町				建付地	()	ほぼ長方形	東30 m 町道 南20 m 角地		(都) (70,200)			
c	岡垣 3 C - 59	遠賀郡岡垣町				更地	()	ほぼ整形	南9 m 町道 西4 m 角地		(都) 1 住居 (70,200) 土砂災害警戒区域			
d	水巻 3 C - 753	遠賀郡水巻町				更地	()	ほぼ長方形	東28 m 県道 南17 m 北12.5 m 三方路		(都) 1 住居 (70,200)			
e	-						()							
NO	取引価格 (円/㎡)	事情補正	時点修正	建付減価の補正	標準化補正	推定価格 (円/㎡)	地域要因の比較	推定標準価格 (円/㎡)	個別的要因の比較		査定価格 (円/㎡)			
a	() 27,811	100 [100.0]	[100.0] 100	100 [100.0]	100 [100.0]	27,811	100 [109.3]	25,445	街路 交通・ 接近	0.0 0.0	26,000			
b	() 20,450	100 [100.0]	[100.0] 100	100 [100.0]	100 [92.7]	22,060	100 [97.0]	22,742	環境 画地	0.0 +2.0	23,200 25,700			
c	() 34,207	100 [100.0]	[100.3] 100	100 [/]	100 [101.0]	33,970	100 [134.9]	25,182	行政 その他	0.0 0.0	24,400			
d	() 20,267	100 [100.0]	[101.0] 100	100 [/]	100 [61.8]	33,122	100 [138.5]	23,915						
e	()	100 []	[] 100	100 []	100 []		100 []			[102.0] 100				
NO	ア事情の内容	イ月率変動率	ウ標準化補正の内訳				エ地域要因の比較の内訳							
a	正常	% / 月 0.00	街路 画地	0.0 0.0	交通・接近 行政	0.0 0.0	環境 その他	0.0 0.0	街路 行政	+2.0 +2.0	交通・接近 その他	+1.0 0.0	環境 その他	+4.0 0.0
b	正常	% / 月 0.00	街路 画地	0.0 -7.3	交通・接近 行政	0.0 0.0	環境 その他	0.0 0.0	街路 行政	+10.0 0.0	交通・接近 その他	-2.0 0.0	環境 その他	-10.0 0.0
c	正常	% / 月 +0.03	街路 画地	0.0 +1.0	交通・接近 行政	0.0 0.0	環境 その他	0.0 0.0	街路 行政	+3.0 -4.0	交通・接近 その他	+10.0 0.0	環境 その他	+24.0 0.0
d	正常	% / 月 +0.13	街路 画地	0.0 -38.2	交通・接近 行政	0.0 0.0	環境 その他	0.0 0.0	街路 行政	+10.0 -2.0	交通・接近 その他	+8.0 0.0	環境 その他	+19.0 0.0
e		% / 月	街路 画地		交通・接近 行政		環境 その他		街路 行政		交通・接近 その他		環境 その他	
才比準価格決定の理由								〔比準価格： 24,800 円/㎡〕						

(2)積算価格算定内訳										
(2)-1 原価法が適用できない場合その理由			既成市街地に存し、土地の再調達原価の把握が困難であるため。							
(2)-2 造成宅地内等に存し原価法の適用が可能な場合の価格										
造成事例番号		-		所在及び地番						
素地の取得価格 (円/㎡)	事情補正	時点修正	素地の補修正後の価格 (円/㎡)	造成工事費 (円/㎡)	標準化補正	時点修正	造成工事費の補修正後の価格 (円/㎡)			
	$\frac{100}{[]}$	$\frac{[]}{100}$			$\frac{100}{[]}$	$\frac{[]}{100}$				
付帯費用 (円/㎡)	標準化補正	時点修正	付帯費用の補修正後の価格 (円/㎡)	有効宅地化率で除した価格 (円/㎡)	地域要因の比較	個別的要因の比較	再調達原価 (円/㎡)			
	$\frac{100}{[]}$	$\frac{[]}{100}$		(%)	$\frac{100}{[]}$	$\frac{[]}{100}$				
熟成度修正 [] / 100				積算価格 円/㎡						
内訳										
素地	事情の内容	月率変動率	造成工事費	標準化補正		月率変動率	付帯費用	標準化補正		月率変動率
		% / 月				% / 月				% / 月
地域要因の比較			街路	交通・接近	環境	行政	その他			

(3)収益価格算定内訳								
(3)-1 収益還元法(直接法)の適用又は収益還元法が適用できない場合の理由								
直接法	総収益 (円)	総費用 (円)	純収益 (円)	建物に帰属する純収益 (円)	土地に帰属する純収益 (円)	未収入期間修正後の純収益 (円)	還元利回り (r-g) () %	
	収益価格	円 (円/㎡)						
	収益価格が試算できなかった場合その理由							
収益還元法が適用できない場合その理由	対象基準地が存する地域は、地場の個人事業者が経営する店舗等が中心であり、賃貸物件が少なく、賃貸市場の成熟が見られないことから、収益還元法は適用しなかった。							

以下、収益還元法適用の場合は、宅地 - 4 (3)-2へ

(4)開発法による価格算定内訳						
(4)-1 開発法の適用		する	しない	開発法を適用する場合の理由		
収入の現価の総和 (円)	支出の現価の総和 (円)	投下資本収益率 (%)	販売単価(住宅) (円/㎡)	分譲可能床面積 (㎡)	建築工事費 (円/㎡)	延床面積 (㎡)
開発法による価格		円 (円/㎡)				

以下、開発法適用の場合は、宅地 - 6 (4)-2へ